

(別 紙)

(受理番号 8 - 1)

働く者の命と健康、生活時間を守る労働時間規制の確立と

生産性向上の両立を図るよう、国に意見書を提出することを求める請願書

「働き方改革」関連法の施行から約7年が経過しましたが、過労死はならず、脳・心臓疾患

や精神障害の労災請求件数も過去最多となるなど、働く人の命と健康を守るという理念の実現

は、いまだ道半ばです。現在、国では労働時間法制の見直しが議論されていますが、求められ

ているのは長時間労働につながる規制緩和ではなく、誰もが安心して働き、生活時間を確保でき

る労働時間規制と生産性向上の両立です。よって、当議会は政府に対し、労働者の命と健康、

権利を守る観点から、下記の事項を速やかに履行するよう要望します。

1. 「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法規制を実現すること

時間外・休日労働の上限規制の強化や、連続勤務規制の導入、勤務間インターバル

制度の義務化、「つながらない権利」の立法化など、働く者が休息と生活時間を十分に

確保できるための法整備を行うこと。

2. 長時間労働につながりかねない規制緩和は行うべきではないこと

長時間労働につながりかねない裁量労働制の対象業務の拡大や変形労働時間制の

要件緩和などではなく、労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企

業・労働者への支援を行うこと。

3. 労働基準監督署における厳格な指導・監督は維持すべきこと

労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク（人間らしい生活）」を営むためのセー

フティネットを形骸化させないよう、適正な運用の徹底と監督指導を強化すること。

4. 労働政策決定におけるILO三者構成原則を堅持すること

「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論にあたっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。